

専務理事等の役員手当等の特例

(目 的)

第1条 この特例は、日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程第1条ただし書きの規定に基づき、専務理事及び常務理事並びにこれらの職務を行う役員（以下「専務理事等」という。）の役員手当及び退職慰労金等の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員手当)

第2条 専務理事等の役員手当は、月額 65 万円以内とし、理事会の承認を得て、それぞれ定めるものとする。

(賞 与)

第3条 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する専務理事等に賞与を支給する。

2 支給日は、6月にあつては30日、12月にあつては10日（支給日が休日の場合はその前日。以下同じ。）とする。

3 賞与の額は、支給日ごとに役員手当の2か月分を限度とした額に、後述第4項の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を限度として支給する。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

4 賞与の算定の対象とする期間は、6月に支給する場合においては1月1日から6月30日、12月に支給する場合においては7月1日から12月31日とする。

(退職慰労金)

第4条 専務理事等に退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金は、1期（2年）につき役員手当の額の2か月分を限度に支給する。ただし、1期に満たないときは、在任月により按分して支給するものとする。

(通勤手当等)

第5条 専務理事等には、通勤手当として、毎月定期券購入費に相当する額を支給する。

2 専務理事等の自宅の最寄り駅が、連合会事務局より100キロメートル以上離れており、専務理事等の職務を遂行するための居宅を賃借した場合の賃借料は、予算の範囲内で連合会が負担することができる。

3 専務理事等の自宅の最寄り駅が、連合会事務局より100キロメートル以上離れており、前項の居宅が自宅と別にある場合は、帰省するための旅費を、予算の範囲内で、1月につき4回分を支給することができる。

(職務を行う役員の役員手当等)

第5条の2 専務理事又は常務理事の職務を行う役員が他の役員の職を兼ねる場合においては、当該他の役員の職務に係る役員手当等は支給しないものとする。

(特例に定めのない事項)

第6条 この特例に定めのない事項については、日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程を準用する。

(特例の改廃)

第7条 この特例の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この特例は、平成11年6月26日（定時総会終了の日）から施行する。

附 則（第1条～第7条）

この特例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（第6条）

(施行期日)

この特例は、日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の施行の日（平成29年7月1日）から施行する。

附 則（第1条）

(施行期日)

この特例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（第3条、第5条の2）

(施行期日)

この特例は、令和4年2月25日から施行する。

附 則（名称、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第5条の2）

(施行期日)

この特例は、令和4年10月26日から施行する。